

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則案
に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	第一条第1項第五号 「貸借対照表及び損益計算書」 設立時には、「貸借対照表及び損益計算書」は、提出できないと考えるため、設立時における規定が必要であるとする。	事業協同組合は設立の日における貸借対照表を作成しなければならないため（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第40条第1項）、貸借対照表については、特定地域づくり事業協同組合の認定の際に提出可能です。 損益計算書については、設立時に作成不可であるため、提出は不要である旨ガイドラインで示すことを予定しています。	無
2	第一条第1項第六号 イ、ハ、ニ及びホの規程 規程のひな型を示す必要があるとする。	第1条第1項第6号イ、ハ、ニ及びホの規程については、就業規則の写しや個人情報適正管理規程によって確認することを予定しています。ひな型についてもガイドラインで示すこととしています。	無
3	第一条第1項第六号ロ 「派遣元責任者の住民票の写し」 「派遣元責任者の住民票の写し」は、何のために必要か不明なため、不要であるとする。	法第3条第3項第3号においては、認定の要件として、経理的及び技術的な基礎を有することを求めています。また、法第3条第4項では、法第3条第3項第3号の基準について判断する際に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の許可基準を参酌することとしています。この許可基準では、派遣元責任者が適切に配置されていることが求められており、確認書類として派遣元責任者の住民票の写しの提出が求めら	無

		れており、派遣元責任者の本人確認のため住民票の写しを提出することとしています。	
4	<p>第一条第1項第六号へ</p> <p>「労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類」</p> <p>「その権利関係を証する書類」とあるが、労働者派遣事業に関する資産は、当該事業に使用すると考えるため、この書類は不要であると考え。</p>	<p>第1条第1項第6号への「その権利関係を証する書類」については、事務所の賃貸借契約書の写しなど、事務所が適切に置かれているか確認するための書類が必要であり、その内容はガイドラインで示すことを予定しています。</p>	無
5	<p>第一条第1項第七号</p> <p>「その他都道府県知事が必要と認める書類」</p> <p>「その他都道府県知事が必要と認める書類」は、何のために必要か不明なため、不要であると考え。</p>	<p>都道府県知事が認定をする際に必要な書類について、提出を求めることとしたものです。</p>	無
6	<p>第一条第2項第一号</p> <p>「当該事業協同組合に係る関係事業者団体」</p> <p>どのような意見を聴取するか規定する必要があると考える。</p>	<p>意見の聴取の内容については、ガイドラインで示すことを予定しています。</p>	無
7	<p>第一条第2項第二号</p> <p>「シルバー人材センター」</p> <p>「シルバー人材センター」が、当該市町村の区域にない場合の規定が必要であると考え。</p>	<p>シルバー人材センターが当該市町村の区域内に存在しない場合は、意見を聴取する対象が存在しませんので、意見聴取を実施する必要はありません。</p>	無

8	<p>第一条第2項第三号 「労働派遣事業を営む事業者」</p> <p>「労働派遣事業を営む事業者」が、当該市町村の区域にない場合の規定が必要であるとする。また、「労働派遣事業を営む事業者」の有無をどのように把握するか規定する必要があるとする。</p>	<p>労働者派遣事業を営む事業者が当該市町村の区域内に存在しない場合は、意見を聴取する対象が存在しませんので、意見聴取を実施する必要はありません。</p> <p>また、事業者の有無の把握については、例えば、厚生労働省が運営する人材サービス総合サイトを活用して把握することなど複数の方法があります。</p>	無
9	<p>第九条第1項第一号 「翌月以後の最初の六月三十日」及び同項第二号 「毎事業年度経過後三月が経過する日」</p> <p>第九条第1項第一号及び同項第二号において、それぞれ別の提出期限を設定しているが、本事業は、4月1日から翌年3月31日が事業年度となることが想定されるため、同一の提出期限とすることが妥当とする。</p>	<p>事業年度の始期及び終期は、事業協同組合が設定するもので、4月1日から翌3月31日まで以外のものもあります。</p> <p>事業報告書の提出期限については、すべての組合の事業状況を一括して把握する観点から6月30日としています。一方、収支決算書の提出期限については、一括して把握する必要がないため、毎事業年度経過後3月が経過する日としています。</p>	無

○意見提出者数：1件